

自動車地球温暖化対策実施方針

《 1 大規模荷主 》

事業者名	株式会社すかいらーく	事業所名	東松山MDセンター				
取組措置		具体的取組措置			R3	R4	R5
01	荷主の物流部門における二酸化炭素排出量の把握 ----- (01) 二酸化炭素排出量の把握及び課題等の抽出	業務を委託している事業者から輸配送実績報告を受けている。燃料法、燃費法による計算式を用いて二酸化炭素の排出量実績を改正省エネ法の定期報告書の基準で把握している			○	○	○
01	荷主の物流部門における二酸化炭素排出量の把握 ----- (02) 貨物輸送事業者及び自社関連部門との情報共有及び改善のための取組実施	毎月配送拠点別、及び荷主別に連絡会を開催。情報を共有するとともに、配送効率の最適化の為に打ち合わせを実施。			○	○	○
02	環境に配慮している貨物輸送事業者の選定 ----- (01) 貨物輸送事業者に対する法令上提出の義務がある運輸部門の二酸化炭素排出量削減に係る計画の提出確認	毎年6月に本部(生産企画チーム)で提出内容を確認			○	○	○
03	物流拠点の活用による輸配送の効率化 ----- ()	センターへの原料等の入庫品の集約、輸送車両・回数も低減のため外部倉庫を活用			○	○	○
04	積載率の向上による輸配送の効率化 ----- (01) 商品・荷姿・梱包資材の形状の標準化や軽量化等による積載率の向上	輸送に使用する保冷コンテナの購入時に軽量化を実施			○	○	○
04	積載率の向上による輸配送の効率化 ----- (02) 混載便の利用や共同輸配送の取組	店舗への配送を週7回から週6回に変更し積載効率を向上させている。それに伴い拠点間の移動便も、過積載防止対策の範囲内で満載にする設定を導入し便数の削減を行っている。また荷量が少ない場合、他業者の食品と一緒に混載便を利用したり、関東近辺は、チャーター便と使い分けしている			○	○	○

自動車地球温暖化対策実施方針

04 積載率の向上による輸配送の効率化 (03) 輸送量及び積載率を考慮した適正車種での発注	拠点別に荷量に合わせた車種を選定。車両が複数ある場合に1台の積載量を規定量になるよう前倒しするシステムを導入。	○	○	○
05 計画的な貨物輸送による輸配送の効率化 (01) 発注時間及び配送時間のルール化	毎月荷量に合わせて配送時間を設定。日ごとの荷量・時間ごとの必要量にあわせた	○	○	○
05 計画的な貨物輸送による輸配送の効率化 (02) 道路混雑時の輸配送の見直し	店舗配送の深夜早朝配送を実施することで、混雑の無い時間帯で配送を実施する。対象店舗を順次拡大。	○	○	○
05 計画的な貨物輸送による輸配送の効率化 (03) 輸送車両の待ち時間の削減	日ごとに店舗出荷時間、輸送便の出・入荷時間を分単位で提示。スケジュールに合わせて着車することで待ち時間を低減	○	○	○
06 その他輸配送の効率化により輸送距離及び回数を削減する取組 ()	店舗への配送を毎日から週6日に変更。	○	○	○
07 低燃費車等の積極的利用及びエコドライブの促進 (02) 貨物輸送事業者に対する、エコドライブの実施要請	輸配送の荷役作業時に於けるアイドリングストップの推奨(要請)を口頭で声かけ	○	○	○
07 低燃費車等の積極的利用及びエコドライブの促進 (03) 貨物輸送事業者に対する、低燃費車等の利用状況やエコドライブの実施状況の確認、改善に向けた取組の実施	毎年6月に本部(生産企画チーム)で提出内容を確認	○	○	○

自動車地球温暖化対策実施方針

07 低燃費車等の積極的利用及びエコドライブの促進 (04) 周辺道路への路上駐停車及び構内アイドリング防止のための取組	深夜早朝時間帯配送店舗の拡大	○	○	○
10 ICTを活用した自動車排出温室効果ガスの削減 ()	拠点別に荷量に合わせた車種を選定。車両が複数ある場合に1台の積載量を規定量になるよう前倒しするシステムを導入。	○	○	○

《 3 マイカー通勤多数 》

事業者名	株式会社すかいらーく	事業所名	東松山MDセンター	R3	R4	R5	
取組措置		具体的取組措置					
02 公共交通機関への転換の推進 (02) 送迎バス等の運行		細かい出勤時間に合わせた送迎ダイヤを設定し運行			○	○	○
03 自転車への転換の推進 (01) 自転車の安全利用の促進		賠償責任保険の紹介、推奨を継続的に実施			○	○	○
03 自転車への転換の推進 (02) 利用しやすい駐輪場の設置・維持管理		十分なスペースの駐輪場を確保している			○	○	○
03 自転車への転換の推進 (04) 自転車通勤者への優遇策		自転車通勤手当を支給			○	○	○

自動車地球温暖化対策実施方針

04 その他マイカー通勤を削減するための取組	許可基準として2Km圏内の自動車通勤原則禁止	○	○	○
(01) 自家用自動車の通勤手当及び許可基準等通勤制度の見直し				
06 従業員の通勤車両に関する低燃費車利用促進	交通費補助の排気量別支給額決定(低燃費車優遇)	○	○	○
(02) 低燃費車利用者への優遇策				
08 その他の必要な取組	毎週水曜日の店舗配送停止に伴い出勤人数の削減	○	○	○
()				